変更説明書(新旧対照表)

札幌圏都市計画手稲山口地区地区計画

変更内容

当地区における土地利用計画が変更されたことに伴い、「一般集合住宅A、B及びC地区」を廃止し、「沿道B地区」を新設するほか、地区整備計画区域の変更及び所要の規定整理を行う。

1. 地区計画の方針

1. 均	1. 地区計画の方針					
事項		計画内容				
		新	IΞ			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	2 沿道A地区 店舗や事務所等と集合住宅が協調できる地区とする。 3 3 沿道B地区 幹線道路に面する街区であることから、店舗や事務所、共同住宅等が立地できる地区とする。	(御略) 2 一般集合住宅A地区 低層住宅地に近接していることから、周辺環境に配慮した集合住宅などが立地できる地区とする。 3 一般集合住宅B地区 低層住宅地に近接していることから、周辺環境に配慮した集合住宅及び病院などが立地できる地区とする。 4 一般集合住宅C地区 周辺環境に配慮した集合住宅及び日用品の販売店舗等の地域住民のための利便施設が立地できる地区とする。 5 沿道C地区店舗や事務所等と集合住宅が協調できる地区とする。			
	建築物等の 整備の方針	(省略)	(省略)			
		6 宅地の緑化推進の効果を高め、緑を通じてへい越しに会話のできる開かれた明るいまちとするため、低層専用住宅地区にあっては、「垣又はさくの構造の制限」として、へいの高さの制限を定める。	6 宅地の緑化推進の効果を高め、緑を通じてへい越しに会話のできる開かれた明るいまちとするため、低層専用住宅地区 <u>、一般集合住宅A、B、C地区</u> にあっては、「垣又はさくの構造の制限」として、へいの高さの制限を定める。			

2. 地区整備計画

2. 地区整備計画 事項		計画内容			
		新		ΙΒ	
建築物等に関する事項	地区の区分 (計画図表示 のとおり)	低層専用住宅地区 沿道 <u>A</u> 地区 <u>沿道B地区</u>	11. 9ha 1. 0ha 3. 9ha	低層専用住宅地区 一般集合住宅A地区 一般集合住宅B地区 一般集合住宅C地区 一般集合住宅C地区	10. 3ha 0. 5ha 2. 1ha 1. 9ha 2. 0ha
	地区の区分	低層専用住宅地区		低層専用住宅地区	
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物 (人 に供する部分(自動車車庫その 又は自転車の停留又は駐車の 導車路、操車場所及び乗降場 途に供する部分を除く。)を含 住宅以外の用途に供する部分 計が敷地面積の 10 分の 6 を表 く。) 以外の建築物は、建築し (省略) (5) 公衆便所又は休憩所(建築 130条の4第3号に掲げるもの (省略)	D他専ら自動車 ための施設(誘 を含む。)の用 含む建築物で、 分の床面積の合置えるものを除 てはならない。 基準法施行令第	次の各号に掲げる建築: 建築してはならない。 (省略) (5) 公衆便所(建築基準法 第3号に掲げるものに限 (省略)	施行令第 130 条の 4
	建築物の容積 率の最高限度	1 0分の <u>8</u>		1 0分の <u>6</u>	
	建築物の壁面の位置の制限 建築物の外壁又はこれに代表ではこの位置の制限 は、道路境界線(隅切部分を距離にあっては2m、道路の隅地境界線からの距離にあってはただし、当該限度に満たない、築物又は建築物の部分が次の省当する場合には、この限りでな		か距離の最低限 を除く。)からの 関切部分及び隣 は l m とする。 い距離にある建 0各号の一に該	建築物の外壁又はこれ 「外壁等」という。)の面 度は、道路境界線(隅切 距離にあっては2m、道 地境界線(沿道C地区と らの距離にあっては1m 界線からの距離にあって ただし、当該限度に満 築物又は建築物の部分が 当する場合には、この限	までの距離の最低限 部分を除く。)からの 路の隅切部分及び隣 の境界線を除く。)か 、沿道 C 地区との境 は 3 m とする。 たない距離にある建 が次の各号の一に該
		(省略)		(省略)	
	地区の区分	一般集合住宅A地	<u>!</u> 区	一般集合住宅	EA地区
		地区を廃止			
	地区の区分	一般集合住宅B地	!\(\overline{\text{Z}}\)	一般集合住宅	EB地区
	地区の区分	<u>地区を廃止</u> 一般集合住宅C地	114	――帆隹 △/トッシ	50 44 区
	地区の区分	一般集合住宅し地地区を廃止		一般集合住宅	50地区
		地区を廃止			

事項		計画内容		
		新	IΞ	
建築	地区の区分	沿道 <u>A</u> 地区	沿道 <u>C</u> 地区	
建築物等に関する事項	建築物の壁面の位置の制限	道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の 外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最 低限度は3mとする。	道路境界線(隅切部分を除く。) <u>及び低層専用住宅地区との境界線</u> から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は3mとする。	
項	地区の区分	<u>沿道B地区</u>		
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 準住居地域に建築できないもの(建築基準法別表第二(と)項に掲げるもの) (2) 住宅 (3) 建築物の1階部分を共同住宅の住戸若しくは住室、寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室の用途に供するもの (4) 自動車教習所 (5) ホテル又は旅館 (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 畜舎(床面積の合計が15㎡以下のものを除く。)		
	建築物の容積 率の最高限度	10分の20		
	建築物の建ペ い率の最高限 度	<u>10分の6</u>		
	建築物の敷地 面積の最低限 度	<u>5 0 0 m²</u>		
	建築物の壁面 の位置の制限	道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は3mとする。		
	建築物の高さ の最高限度	<u>33m</u>		

新旧対照表

